

仕 様 書

- 1 件名
動物用医薬品等の承認審査、届出事務等補助業務（労働者派遣契約：単価契約）
- 2 業務内容
農林水産省動物医薬品検査所（以下「当所」という。）審査調整課担当者の指示の下、以下の業務を行う。
 - （1）動物用医療機器製造販売届出書等の内容確認、届出者への電子メール又は電話による照会及び関連する資料作成
 - （2）動物用医療機器、動物用医薬品等の製造販売承認申請書類及び各種届出書類のデータ入力及び電子化作業
 - （3）動物用医薬品等の製造販売承認事項変更承認申請書類の承認内容との整合性確認
 - （4）事務処理終了後文書の発送、整理及び文書の検索
 - （5）審議会の資料発送、会場設営、議事録整備等の補助作業
 - （6）審査用資料等の廃棄作業
 - （7）その他上記に付随する業務
- 3 人数
1名
- 4 勤務期間
令和7年10月1日（水）～令和8年3月31日（火）
- 5 勤務場所
 - （1）農林水産省動物医薬品検査所
茨城県つくば市観音台2丁目1-22
 - （2）派遣労働者の自宅等
ただし、指揮命令者が特に指示した場合に限るものとする。
- 6 勤務日及び勤務時間
日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（平成23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日までの日）を除いた日
9時～17時（休憩時間12時から13時までの1時間）までの7時間
「4 勤務期間」における総労働時間は826時間を基本とする。
- 7 技能要件
次の全ての要件を満たす者であること。
 - （1）行政機関への各種申請・届出事務、又は契約事務等の総務の経験を有する者。薬事制度や医薬理工系用語への理解又は関連事務経験がある者が望ましい。
 - （2）Wordでの文書作成、Excelでの資料作成及び基本的な関数使用等、ウィンドウズPCで基本的なソフトウェアの操作ができる者（Excel, WordについてはMOS試験のスペシャリスト（一般）レベルを有している者）。
 - （3）インターネットによる検索（検索サイトからの医薬品情報等の検索）ができる者。
 - （4）フォント10.5ptの大きさで作成された紙書類を判読できる者。
 - （5）電子メールの送受信・ファイル添付等の操作ができる者。
 - （6）文書のコピー、当所職員への文書配付等の基本的な作業が可能な者。
 - （7）業務上知り得た情報については秘密を守ること。
 - （8）関係相手先と業務に必要な照会、確認等のコミュニケーションが円滑に遂行できる能力を身につけていること。
 - （9）当所職員と業務に必要な連絡、報告、指示の確認等のコミュニケーションが円滑に遂行できる能力を身につけていること。
 - （10）庁舎内に勤務する上で、公務の一端を担う立場として必要なマナー、接遇等の知識・能力を身につけていること（挨拶、敬語が適切に使える等）。
 - （11）庁舎内に勤務する上で、勤務に適した服装、髪型等ができること。
- 8 賃金等の待遇に関する情報
均等・均衡方式による場合、及び労使協定方式による場合の情報について、契約方式を決定している場合には、その方式の情報を当所から提示する。
- 9 その他

作業及び事務並びに自宅等での勤務に伴い、必要な機器及び消耗事務用品等は当所にて貸与する。

10 環境関係法令の遵守

受注者は、本業務の実施に当たり、関係する環境関係法令を遵守するものとする。

- (1) エネルギーの節減
 - ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
- (2) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
 - ・国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（平成 12 年法律第 10 号）
- (3) 環境関係法令の遵守等
 - ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）
 - ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に考慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号）

11 環境関係法令の遵守以外の事項

受注者は、本業務の実施に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、事業の最終報告時に様式を用いて、以下の取組に努めたことを別添の「環境負荷低減のクロスコンプライアンス実施状況報告書」として提出すること。なお、全ての事項について「実施した／努めた」又は「左記非該当」のどちらかにチェックを入れるとともに、ア～エの各項目について、一つ以上「実施した／努めた」にチェックを入れること。

- (ア) 環境負荷低減に配慮したものを調達するように努める。
- (イ) エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。
- (ウ) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。
- (エ) みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

様式

環境負荷低減のクロスコンプライアンス実施状況報告書

以下のア～カの取組について、実施状況を報告します。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・対象となる物品の輸送に当たり、燃料消費を少なくするよう検討する（もしくはそのような工夫を行っている配送業者と連携する）。	☐	☐
・対象となる物品の輸送に当たり、燃費効率の向上や温室効果ガスの過度な排出を防ぐ観点から、輸送車両の保守点検を適切に実施している。	☐	☐
・農林水産物や加工食品を使用する場合には、農薬等を適正に使用して（農薬の使用基準等を遵守して）作られたものを調達することに努めている。	☐	☐
・事務用品を使用する場合には、詰め替えや再利用可能なものを調達することに努めている。	☐	☐
・その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・事業実施時に消費する電気・ガス・ガソリン等のエネルギーについて、帳簿への記載や伝票の保存等により、使用量・使用料金の記録に努めている。	☐	☐

・事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、不要な照明の消灯やエンジン停止に努めている。	☐	☐
・事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、基準となる室温を決めたり、必要以上の冷暖房、保温を行わない等、適切な温度管理に努めている。	☐	☐
・事業実施時に使用する車両・機械等が効果的に機能を発揮できるよう、定期的な点検や破損があった場合は補修等に努めている。	☐	☐
・夏期のクールビズや冬期のウォームビズの実施に努めている。	☐	☐
・その他（ ）		
・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）		

ウ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・事業実施時に使用する資材について、プラスチック資材から紙などの環境負荷が少ない資材に変更することを検討する。	☐	☐
・資源のリサイクルに努めている（リサイクル事業者に委託することも可）。	☐	☐
・事業実施時に使用するプラスチック資材を処分する場合に法令に従って適切に実施している。	☐	☐
・その他（ ）		
・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）		

エ みどり戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート解説書 一民間事業者・自治体等編一」にある記載内容を了知し、関係する事項について取り組むよう努める。	☐	☐

・事業者として独自の環境方針やビジョンなどの策定している、もしくは、策定を検討する。	☐	☐
・従業員等の向けの環境や持続性確保に係る研修などを行っている、もしくは、実施を検討する。	☐	☐
・作業現場における、作業安全のためのルールや手順などをマニュアル等に整理する。また、定期的な研修などを実施するように努めている。	☐	☐
・資機材や作業機械・設備が異常な動作などを起こさないよう、定期的な点検や補修などに努めている。	☐	☐
・作業現場における作業空間内の工具や資材の整理などを行い、安全に作業を行えるスペースを確保する。	☐	☐
・労災保険等の補償措置を備えるよう努めている。	☐	☐
・その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）